

竹島問題の発端

～韓国による竹島占拠の開始時における国会論議を中心に振り返る～

外交防衛委員会調査室 たかふじ なおこ
高藤 奈央子

1. はじめに

2010 年は日韓併合から 100 年という節目の年であったが、日韓両国間の往来が 500 万人を初めて突破し、日本ではいわゆる韓流ブームと言われる韓国文化の人気の高まりが見られるなど、人的・文化的交流を通じた関係は非常に緊密になってきている。また、経済的關係についても、日韓相互において中国、米国に次いで第 3 位の貿易相手国である。北朝鮮問題への対応に関しても、日韓・日米韓での連携がなされるなど、様々な分野において、両国の協力関係は着実に積み重ねられている。

しかし、日韓間には、いわゆる歴史問題や竹島問題という容易に解決し難い課題が横たわっている。最近でも、竹島問題に関連し、韓国が竹島近海に総合海洋科学基地構築工事の入札を行うなど問題が生じているほか、韓国の閣僚が相次いで竹島へ上陸し、日韓関係に影を落とす要因となっている。また、2011 年 8 月 1 日には、韓国鬱陵島¹視察を計画した日本の国会議員一行が韓国で入国を拒否されるという事態が発生した。

竹島問題については、1950 年代前半に韓国による占拠が行われ、これが常態化するようになってから、解決の兆しが全く見えていない。そもそも、竹島問題の経緯について日本政府は、1952 年の韓国による「李承晩ライン」の設定が契機としているが、「遅くとも 1954 年半ばまでには大韓民国による竹島の不法占拠²を認識していた」と答えているのみであり³、いつの時点から韓国による竹島の占拠を認識していたのか曖昧になっている。

現在まで依然と続く竹島問題を考えるに当たっては、竹島問題発生当時の経緯を改めて確認してみることも重要であると考え。特に、日本では、当時から竹島問題が国会において取り上げられ、韓国による竹島占拠の状況及びそれに対する日本政府の対応策等が盛んに議論されていたことが注目される。

そこで本稿では、竹島問題に関する日韓双方の主張を概観した後、主として 1950 年代当時の国会論議を振り返ることにより、韓国によって竹島が占拠されるに至った経緯を整理していきたい。

2. 竹島問題の概要

竹島（韓国側呼称：独島（ドクト））は、隠岐諸島の北西約 157 キロメートル、北緯 37 度 14 分、東経 131 度 52 分の日本海上に位置する群島であり、東島（女島）、西島（男島）の 2 つの小島とその周辺の数十の岩礁から成る、総面積約 0.21 平方キロメートル（日比谷公園とほぼ同面積）の小島である。各島は海面からそびえ立つ急峻な火山島で周囲は断崖絶壁をなし、植生や飲料水に乏しい。

日本は、古くから漁獵地等として利用し、遅くとも江戸時代初期に当たる 17 世紀半ばには、竹島の領有権を確立したとされる。そして 1905 年（明治 38 年）1 月、閣議決定によって同島を「隱岐島司ノ所管」と定めるとともに、「竹島」と命名し、竹島を領有する意思を再確認した。

第二次世界大戦後の連合国の占領下では、竹島は連合国総司令部覚書（SCAPIN）第 677 号（1946 年 1 月）及び第 1033 号（1946 年 6 月）により、政治上又は行政上の権力の行使を停止すべき区域、漁業及び捕鯨を行ってはならない区域とされたが、これには領土帰属の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない旨が明記されていた。1952 年に発効したサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域として竹島は列挙されておらず、平和条約により日本の領土が最終的に確定した。

サンフランシスコ平和条約の起草過程では、韓国側が日本の放棄すべき地域として竹島も加えるよう求める意見書を出している。しかし、1951 年 8 月、米国のラスク極東担当国務次官補が「…合衆国政府は、1945 年 8 月 9 日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を（平和）条約がとるべきだとは思わない。ドク島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905 年頃から日本の島根県隱岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」（ラスク書簡）と回答し、韓国側の主張を否定した⁴。

一方、韓国側の主張としては、「（朝鮮の古文獻に）独島の古地名である于山島が記されており、その地名が 20 世紀初頭まで継がれていたことから、独島は持続的に我が国の領土であったことが明確に分かる」としている。また、1905 年の日本による竹島編入は無主地に対する先占の行為であるが、竹島は無主地ではなく韓国領であったので、無効であり、暴力及び貪欲により日本国が略取した地域等から日本は追い出されなければならないと宣言する 1943 年のカイロ宣言によって韓国の領土となった⁵、また、日本の竹島編入は、日本の韓国支配・併合に至る過程で行われたことであり、1904 年の日韓議定書、第一次日韓協約によって日本政府に異議を唱えることができなかった⁶等の主張を行っている。

しかし、この韓国側の主張に対しては、その主張の論拠である古文獻に登場する「于山島」は竹島の实情に見合わず、現在の鬱陵島と混同していたのではないか等の指摘がなされている⁷。韓国支配・併合に至る過程との関係についても、そもそも韓国が 1904 年以前に竹島を支配していたという事実はなく、何ら関わりがないとの反論がなされている⁸。しかし、この日本による韓国併合政策との関係については、韓国側で竹島問題が帝国主義的侵略の過程で発生したと位置付けられ⁹、歴史認識問題と結び付けて論じられており、韓国側の竹島問題に関する意見が先鋭化しやすい原因の一つとなっている。

3. 国会論議から振り返る韓国による竹島の占拠

(1) 韓国による竹島占拠の経緯

ア 韓国による「李承晩ライン」の設定

1946年6月から、連合国総司令部はSCAPIN第1033号をもって、いわゆる「マッカーサー・ライン」を規定し、日本の漁業及び捕鯨許可区域を定めていた。しかし、平和条約の発効に伴う「マッカーサー・ライン」の廃止を前にして¹⁰、李承晩大統領は1952年1月、韓国水産業の保護を目的とした「海洋主権宣言」を行い、いわゆる「李承晩ライン」¹¹を設定した。日本漁船に比較し、零細な韓国漁業を保護する目的があったと言われており、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張したのに加え、ライン内に竹島も取り込まれた。

「李承晩ライン」について、日本政府は「公海自由の原則を全く破壊するものであり、これは単なる一方的宣言として、絶対に承認し得ない」との立場を示した¹²。具体的には、1952年1月28日付で韓国代表部宛に口上書をもって抗議するとともに、竹島の問題についても絶対に認めるものではないとの主張を行い¹³、4月25日にも韓国代表部宛に口上書を申し送った¹⁴。

国会では、政府は、「李承晩ライン」を認めていないという見地から、「その中に入っている、我が領域内にある区域においては、当然警備をし、領海内における不法行為については、適正な措置を講じなければならない」と述べ¹⁵、「李承晩ライン」に関係なく日本の警察権を執行するとした。

イ 「李承晩ライン」への対処

一方的に「李承晩ライン」内に取り込まれてしまった竹島について、国会では、「日本は、日本の領土なりとして主権を主張しているのだから、時間を取るのが良いということは言うていられぬ、安閑を許さぬ」などの焦慮する声や¹⁶、実力的な対抗措置を求める意見も出されたが、これに対し木村保安庁長官¹⁷（以下、肩書は当時のもの）は、「警備隊¹⁸の出動は最後の手段である。それまでにあらゆる平和的な解決手段を講じたい」と述べるにとどまり¹⁹、実行はされなかった。また、旧日米安全保障条約による措置を採らないのかとの問いに岡崎外務大臣は、「日米安全保障条約は直接侵略、間接侵略、若しくはそれに関連するような事項である。全体から見て韓国が日本の安全を危うくするような考えをもっているとは到底考えられない」と述べ²⁰、条約による措置についても否定した。

平和的な手段により解決を図るとした政府であるが、その間における具体的な対策を問われた岡崎外務大臣は、「まず巡視船とか監視船をなるべく頻繁に出し、韓国側がわかめ等を取りに来るのを止める、できるだけ日本側で漁船等を出し、漁業に従事させるようにして、事実上の関係をつける」と述べている²¹。

ウ 当時の竹島の利用状況

しかし、「李承晩ライン」により、ラインを侵犯した漁船は韓国側に拿捕された²²。「李承晩ライン」については漁業権を主軸とした問題であり²³、日韓基本条約締結によ

る国交正常化（1965年）までに、ラインを超えた300隻以上の漁船が拿捕され、乗組員が射殺されるという大邦丸事件が発生するなど、日本側の漁船の行動は大幅に制限された。竹島と「李承晩ライン」の関係を問われた政府は、「直接は関係がないと考えている」と述べたが²⁴、日本漁船が竹島周辺海域に近づくのは容易ではない状況となった。

エ 韓国による竹島占拠の始まり

1953年5月には、韓国漁民が竹島に上陸し、操業していることが発見され²⁵、日韓政府間での応酬があった後、6月27日にも、韓国漁民の竹島への上陸が発見された²⁶。これに対し、日本側は島上に「島根県隠岐郡五箇村」及び「不法漁業を禁止する」と書いた、自国の領土であることを明示し、不法操業を禁止する2本の標柱を設置し、その後の7月1-2日、8-9日には、竹島及び周辺に人、船がないことを確認した²⁷。

しかし、7月12日には、竹島に韓国漁民、漁船が多数来島しているのが確認され、韓国官憲までもが来島し、「韓国の領土である」旨主張した。また、海上保安庁の巡視船が帰航する際、突然十数発の射撃を受けた。この際の調査によれば、日本側が設置した標柱は撤去されており、来島者は約40名、そのうち警察官が7名であり、漁船3隻、伝馬船1隻の船舶と、自動小銃2丁のほか、警察官が拳銃を携帯していたとされる²⁸。

韓国の強硬的な手段に対し、7月15日の参議院本会議では「竹島周辺における韓国漁船発砲事件並びに竹島の帰属に関する緊急質問」が行われるなど、国会ではその対応について激しい議論が交わされた。政府に対しては、「政府が縮みあがっているために、卑屈なあきらめとなって国民の意気を沮喪させている。一体こういう状態をいつまで放っておくのか」²⁹などの批判の声があげられた。韓国に対抗し、日本も強硬な姿勢を取るべきだとの議論もされたが、政府は、「竹島に韓国人が来ることは、日本領土に対する不法入国の問題であり、不法入国の取締りの警察権を発動して一向かまわない。…ただ、日本として慎まなければならないことは、領土権の紛争、領土権問題という国際問題を解決するために武力を行使するということは、憲法9条で、国際紛争の解決のために武力を行使しないということが規定されている」と答えている³⁰。

その後、8月4日に竹島を調査したところ、韓国船はおろか韓国人もいなかったとの報告がなされた³¹。そのため、岡崎外務大臣は、「今後もできるだけ頻繁に船を出し、実際上も日本の領有であるという実を示し」、「忍耐強く主張を繰り返し、日本の領有であることを認識せしむる努力を行う」と述べた³²。また、「韓国の主張は根拠がなく、間違っているとはしながらも、やはり一種の主張であり、一種の国際紛争というような形になる。国際紛争の解決のためには武力を行使しないということは憲法の示すところである」と述べた³³。

オ 韓国による竹島占拠の常態化

竹島問題について平和的な解決が模索される中、1953年8月からの約1年間、日韓間では互いに竹島上に標柱を設置・撤去するという攻防が繰り返された³⁴。しかし、ついに1954年8月23日、日本の海上保安庁巡視船が竹島から発砲を受け被弾する事態が起きる³⁵。これにより韓国の警備隊が竹島に駐留していることが確認され、引き続いて警備隊員が常駐することとなり、現在までにわたる竹島の不法占拠が続くこととなった。

表 1952年～1954年の竹島に関する日韓のやりとり

1952年	1月18日	韓国李承晩大統領による「海洋主権宣言」
	1月28日	日本が韓国代表部宛に抗議
	2月12日	日本の抗議に対し韓国が反駁
	4月25日	日本が韓国代表部宛に抗議
	4月28日	サンフランシスコ平和条約が発効
	7月26日	日米合同委員会で竹島が在日米軍の爆撃訓練区域に指定される
	1953年	3月19日
5月28日		島根県の試験船が竹島での韓国漁民の操業活動を初めて発見
6月22日		日本が韓国代表部に対し、韓国漁民の不法上陸・不法操業等を指摘
6月26日		韓国が「竹島は韓国領土の一部である」旨の回答
6月27日		竹島で韓国漁民を発見、退去を要求。島上に標柱を設置
7月1-2日		日本側が竹島及び周辺に人、船がないことを確認
8-9日		日本側が竹島及び周辺に人、船がないことを確認
7月12日		韓国漁民、漁船が多数来島しているのを確認。韓国官憲が来島し、「韓国の領土である」旨主張。日本の設置した標柱は撤去されていた。帰船の際、突然十数発の射撃
8月1-2日		日本側が竹島及び周辺に人、船がないことを確認
8月7日		日本が標柱を再設置
10月6日		日本が標柱を再設置
10月21日		日本側が日本の設置した標柱が撤去され、韓国の標柱が設置されていることを発見
10月23日		日本が韓国の標柱を撤去し、再度標柱を設置
1954年		2月10日
	5月3日	島根県漁業組合が竹島において操業。日本の標柱の存在を確認
	5月23日	日本が設置した標柱が撤去されているのを確認
	5月23日	韓国の動力船3隻・伝馬船4隻、30名以上の漁民が操業中であることを確認
	5月29日	韓国の動力船1隻・伝馬船3隻、50名程度の漁民が操業中であることを確認
	6月16日	韓国漁民25名程度が操業中であることを確認
	6月17日	韓国内務部が沿岸警備隊の駐留部隊を派遣したと発表（ソウル発UP電）
	7月28日	韓国警備隊関係と思われる韓国人及び伝馬船1隻を確認
	8月23日	日本の巡視船が竹島から発砲を受け被弾。島上に灯台が建設されていることを確認
	8月26日	日本が韓国側の発砲による被弾について抗議
	8月30日	韓国から日本側巡視船の接近に対して抗議
	9月25日	日本が韓国に対し、国際司法裁判所付託を提議
	10月28日	韓国が国際司法裁判所付託を拒否
	11月20日	日本が島上東方に砲らしきものが据えられてあるのを確認
11月21日	日本の巡視船が砲撃をされる。島上に無線柱、警備員の存在、韓国旗の掲揚を確認	

(出所) 主に国会会議録から作成、補足的に『竹島の領有』（川上健三、外務省条約局、1953.8）からも引用³⁶

(2) 韓国による竹島占拠の法的評価と対応

ア 日米安保条約による防衛要請

韓国による竹島占拠は日本に対する侵略行為であり、旧日米安全保障条約に基づいて米国にも協力を要請すべきであるとの意見が出されたが、政府は、「侵略とは、相当の地域、しかも竹島のような無人島ではなく、都市や工場のあるところである。侵略に対しては、安全保障条約なり相互援助条約なりの適用の問題が発生するが、竹島等においてたとえ不幸にして撃ち合いが起こっても、直ちにこれをもって侵略であるとして、条約の援用をするという段階にまでは、相当の距離がある」と述べ³⁷、米国への要請を否定する見解を示した。

イ 自衛権の行使

当時の自衛権行使とは、治安維持のための実力組織の能力の限度において不法侵略者に対抗するというもので、保安上の権利を実行するというものであった³⁸。その自衛権の行使について政府は、「向こうが発砲すれば緊急事態とし、自衛権の形で当然こちらにも撃ち返してよいものと思う」としたが³⁹、1954年9月の時点において、「現在の段階は不法入国という形に見ることが適当ではないか」とし、その行使を否定する見解を示した⁴⁰。

自衛権については、当時は終戦後間もない時期であり、慎重な解釈が行われている途上であった。1952年3月10日の参議院予算委員会において、吉田総理は、「たとえ自衛のためでも戦力を持つことは再軍備であり、憲法改正を必要とする」と述べたが、当時の警察予備隊は「戦力」には当たらないとの説明がされた⁴¹。当時の自衛権の解釈は現在の解釈⁴²とは異なったものであり、このような時代的な背景も、自衛権の発動判断に対して影響を与えた可能性も考えられる。

その後、1954年12月、吉田内閣が退陣し、鳩山一郎内閣が誕生すると、自衛権について改めて解釈がなされ、現在の政府見解の基本となる見解がまとめられた。このような中、竹島問題での自衛権の行使について問われた鳩山総理は、「領土侵略であり、自衛権を発動してもいいと思う」と述べたが、「時期を経ているため、やはり戦争の方法によらず外交的手段によって解決する方が穏当であろう」と⁴³、時間の経過を自衛権を行使しない理由として挙げた。

ウ 海上警察権

警察権の行使についても、「海上保安庁の現在の装備等は準備の段階であり、韓国側の海上警察隊の力に対応するのは力が弱い」⁴⁴という状況であった。海上保安庁は連合国総司令部との交渉を経て、1948年5月に発足していたが、当時は占領下であり、また、終戦後日にちの浅い日本に対する関係国の警戒感も強かったため、サンフランシスコ平和条約締結まで本格的な装備の拡充が制限されていたという事情もあった⁴⁵。

エ 国際司法裁判所への提訴

あくまで平和的な手段を追求するとした政府は、1954年9月12日、口上書をもって竹島の領有権問題を国際司法裁判所に付託することを韓国側に提案した⁴⁶。しかし、国際司法裁判所は国内裁判とは異なり、紛争当事国の一方的な要求に基づいて審理が開始

されるわけではなく、相手国の合意を条件とする任意的なものである。韓国は「独島を巡る紛争は存在せず、どの国とも外交交渉又は司法的な解決の対象にはならない」との立場を示しており⁴⁷、同年10月、この提案を拒否した。なお、日本政府はその場合であっても、「(提起が)国際世論に与える影響は無視できない。…日本が終始公正な態度をとっていたという印象を世界に与えることができる」とした⁴⁸。

オ 日韓関係の優先と竹島問題の先送り

以上のようなやりとりが行われていたが、1955年3月、重光外務大臣は「日韓関係はどうしても一つ正常な関係また有効な関係を樹立したいと思っている。竹島問題の処理は譲るわけにはいかないが、そこに全体の空気を改善して、日韓関係の友好化の道がもし開かれるとするならば、この問題も将来解決する道が見つかるのではないか。しばらく議論はこの問題に集中しない方がいいと考えている」と述べ⁴⁹、国交正常化交渉の進展を優先させる方針を示した。

日韓国交正常化交渉は、1951年の予備会談、52年の第1次会談に始まり、一時中断を挟みながら7次にわたる会談が行われた。大韓民国政府の管轄権の範囲のほか、1910年の併合条約等のいわゆる旧条約の効力、財産・請求権問題等の争点により、約14年もの年月を要したが、1965年6月22日、日韓基本関係条約及び諸協定が調印され、日韓の国交が正常化された。

日韓国交正常化の際、「日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文」が交わされ、「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図る」ことで合意された。

この合意の対象について、日本は竹島問題が含まれると解しているが⁵⁰、韓国側は「紛争は存在せず、どの国とも外交交渉又は司法的な解決の対象にならない」との立場に立っており⁵¹、議論は平行線をたどっている。政府は、「解決に適した雰囲気が生ずるのを待って、外交経路を通じて交渉を始めたい」としたが⁵²、現在に至るまで、問題の解決は先送りされ続けている。

4. 終わりに

以上のように振り返ってみると、日本は一貫した領有権の主張の下、国会においても竹島問題についての議論を絶えず行ってきたこと、併せて、日韓関係の改善も重視してきたことが分かる。韓国では竹島問題をいわゆる歴史問題と結び付けて考え、日本が竹島の領有権を主張すること自体を許さないというような風潮があるが、このような日本の一貫した姿勢について韓国側に粘り強く説明し、韓国に対して冷静な対応を求めていくことが必要であろう。

また、当時の経緯を振り返ると、韓国による占拠が徐々に進行していったことが分かる。この時、日本がもっと実効的な警戒・監視体制の確立や不法入国の取締りができる環境があれば、状況は違ったものとなっていたかもしれない。

日本は多くの島嶼及び長い海岸線を有しており、領海及び排他的経済水域を合わせると、領土面積の約 12 倍、約 447 万 k m²に上る。このような広大な領域を有する中で、日本の領海内に多数の外国漁船が同時に領海内に入域して操業する事案や、日本の領土について領有権を主張する活動家の入域が図られているなどの事案が発生している。広大な領域を警戒・監視していくことは非常に困難なことであるが、相応のコストは覚悟せねばならない。

竹島の占拠が常態化されるに至った経緯は、今後の日本の対応への示唆を与えるものとも言える。日本としては、領土保全に向けて、領域警備のための法整備の検討も含め、警戒・監視体制の強化、取締り活動の徹底等を図っていくことが肝要であろう。

【参考文献】

芦田健太郎『日本の領土』（中央公論新社 2002年6月）

川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院 1996年6月）

安田寛ほか『自衛権再考』（知識社 1987年1月）

1 竹島への定期船の発着地であり、「独島博物館」がある。

2 竹島問題に関する日本政府の立場は外務省ホームページにも掲載されており（下記参照）、韓国による竹島の占拠を国際法上根拠のない不法占拠としている。なお、最近の国会答弁において、政府は、竹島は「法的根拠のない形で支配されている」との表現を用いている。

竹島の領有権に関する我が国の一貫した立場（外務省ホームページ）

1. 竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です。
2. 韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。

※韓国側からは、我が国が竹島を実効的に支配し、領有権を確立した以前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません。

3 竹島が韓国によって不法占拠された経緯に関する質問に対する答弁書（内閣衆質 166 第 82 号、平 19.3.2）

4 「2. 竹島問題の概要」中、竹島の領有から第二次世界大戦後の経緯までについては、外務省パンフレット『竹島問題を理解するための 10 のポイント』を参照。

5 「2. 竹島問題の概要」中、韓国側の主張については、韓国外交通商部『獨島は韓国の領土-獨島に対する大韓民国政府の基本的立場』（日本語パンフレット）を参照。

〈<http://www.mofat.go.kr/english/political/hotissues/dokdo/index.jsp>〉

6 芦田健太郎『日本の領土』（中央公論新社、2002.6）152～157頁

7 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1996.6）104～105頁

8 芦田健太郎『日本の領土』（中央公論新社、2002.6）152～157頁

9 韓国外交通商部『獨島は韓国の領土-獨島に対する大韓民国政府の基本的立場』（日本語パンフレット）6頁

10 「マッカーサー・ライン」は、1952年4月に廃止が指令され、その3日後の4月28日には平和条約の発効により、行政権停止の指令等も必然的に効力を失った。

11 朝鮮半島周辺の広範囲な水域に対し、韓国の主権を宣言するもの。韓国沿岸に漁業保護水域を設定し、外国による漁業活動を規制した。

12 第13回国会衆議院外務委員会会議録第2号2頁（昭27.1.30）

13 第15回国会参議院外務・法務連合委員会会議録第1号1頁（昭28.3.5）

14 第15回国会参議院外務・法務連合委員会会議録第1号1頁（昭28.3.5）

- 15 第 15 回国会衆議院外務委員会議録第 8 号 9 頁 (昭 27. 12. 10)
- 16 第 16 回国会衆議院水産委員会議録第 23 号 4 頁 (昭 28. 8. 4)
- 17 1954 年 7 月 1 日に防衛庁が設置されてからは、防衛庁長官 (～ 1954 年 12 月 10 日)
- 18 海上自衛隊の前身。1952 年 4 月に海上警備隊が創設され、同年 8 月に海上警備隊から警備隊へ改称。
- 19 第 16 回国会衆議院内閣委員会議録第 4 号 10 頁 (昭 28. 6. 26)
- 20 第 15 回国会参議院予算委員会議録第 30 号 4 頁 (昭 28. 3. 6)
- 21 第 16 回国会衆議院予算委員会議録第 18 号 19 頁 (昭 28. 7. 8)
- 22 ただ、島根県ホームページ「Web 竹島問題研究所」によれば、竹島周辺で拿捕されたわけではないとのことである。
(http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/sugi/take_04g27.html)
- 23 第 40 回国会衆議院予算委員会議録第 8 号 20 頁 (昭 37. 2. 5)
- 24 第 22 回国会衆議院外務委員会議録第 31 号 12 頁 (昭 30. 7. 15)
- 25 第 16 回国会衆議院予算委員会議録第 18 号 18 頁 (昭 28. 7. 8)
- 26 第 16 回国会衆議院予算委員会議録第 18 号 19 頁 (昭 28. 7. 8)
- 27 第 16 回国会参議院本会議録第 22 号 10 頁 (昭 28. 7. 15)
- 28 第 16 回国会参議院本会議録第 22 号 10 頁 (昭 28. 7. 15)
- 29 第 16 回国会衆議院予算委員会議録第 26 号 7 頁 (昭 28. 7. 30)
- 30 第 16 回国会衆議院水産委員会議録第 19 号 8～9 頁 (昭 28. 7. 28)
- 31 第 16 回国会衆議院水産委員会議録第 23 号 3 頁 (昭 28. 8. 4)
- 32 第 16 回国会衆議院水産委員会議録第 23 号 3 頁 (昭 28. 8. 4)
- 33 第 16 回国会衆議院水産委員会議録第 23 号 3 頁 (昭 28. 8. 4)
- 34 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院、1996. 6)
- 35 第 19 回国会参議院内閣委員会議録閉第 4 号 7 頁 (昭 29. 9. 21)
- 36 なお、竹島/独島に関する日韓間での主張は口上書によって累次にわたり行われているが、本表では省略してある。年表は主に国会論議から作成しているため、全ての事実が網羅的に記載されているわけではない。
- 37 第 16 回国会衆議院外務委員会議録第 30 号 19 頁 (昭 28. 9. 17)
- 38 第 13 回国会参議院内閣委員会議録第 60 号 4 頁 (昭 27. 7. 24)
- 39 第 16 回国会衆議院外務委員会議録第 30 号 25 頁 (昭 28. 9. 17)
- 40 第 19 回国会衆議院外務委員会議録第 59 号 4 頁 (昭 29. 9. 15)
- 41 第 13 回国会衆議院予算委員会議録第 6 号 16 頁 (昭 27. 2. 1)
- 42 現在、自衛権については、独立国である以上、否定されるものではなく、必要最小限度の実力を保持することは憲法上認められると解されている。
- 43 第 22 回国会参議院内閣委員会議録第 33 号 19 頁 (昭 30. 7. 25)
- 44 第 19 回国会参議院内閣委員会議録閉第 5 号 1 頁 (昭 29. 9. 22)
- 45 山本草二編『海上保安庁法制-海洋法と国内法の交錯』32～33 頁 (三省堂、2009. 5)
- 46 1962 年 3 月の日韓外相会談の際にも、日本側が竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案したが、韓国は応じなかった。
- 47 韓国外交通商部『獨島は韓国の領土-獨島に対する大韓民国政府の基本的立場』(日本語パンフレット) 9 頁
- 48 第 19 回国会参議院内閣委員会議録閉第 5 号 4 頁 (昭 29. 9. 22)
- 49 第 22 回国会参議院予算委員会議録第 4 号 6 頁 (昭 30. 3. 30)
- 50 第 50 回国会衆議院本会議録第 5 号 19 頁 (昭 40. 10. 16)
- 51 韓国外交通商部『獨島は韓国の領土-獨島に対する大韓民国政府の基本的立場』(日本語パンフレット) 9 頁
- 52 第 71 回参議院予算委員会議録第 12 号 12 頁 (昭 48. 3. 27)